

常陸太田市 市民活動保険

Q&A

目次

市民活動保険って？	…… P1		
こんなときは対象になりますか？		社会福祉活動	…… P6
町会・自治会の活動	…… P2	防犯・防災活動	…… P7
公民館の活動	…… P4	交通安全活動	…… P8
子ども会の活動	…… //	都市交流事業	…… P9
老人クラブの活動	…… P5	祭りについて	…… //
環境美化・保全活動	…… //	その他	…… P10

市民活動保険って？

Q1 どんな保険ですか。また、保険期間はいつまでですか。

A1 市民活動団体や自治会など、公益的な活動を行う**団体向け**の保険です。適用を受けるには**事前の登録（無料です）が必要**となります。
保険期間は、加入日の**翌日から、翌年度の4月15日まで**です。**毎年度更新が必要**ですので、**継続して加入される場合は更新手続きをお願いします。**

※個人での加入はできません。

Q2 団体メンバーに市外の人が含まれている場合でも加入できますか。

A2 対象となる活動を行っていて、常陸太田市民が主なメンバーとなっている団体であれば、市外の人メンバーに含まれていても加入できます。

Q3 現在、自己負担で他の保険に加入しています。無料で加入できるなら、今入っている保険をやめて市民活動保険に加入しようと思うのですが。

A3 市民活動保険は無料で加入できますが、補償内容はあくまで一定の水準のものとなっていますので、現在加入されている保険と比較した上で検討ください。

現在加入されている保険と両方加入することもできます。 Q4 をご覧ください。

Q4 市民活動保険と社会福祉協議会ボランティア保険の両方に加入している場合、保険料はどちらからも支払われますか。

A4 傷害補償については両方から支払われますが、賠償責任補償については、賠償額に達すればそれ以上は支払われません。

こんなときは対象になりますか？

町会・自治会の活動

Q1 町会主催で除草作業やゴミ拾い、花壇整備など、年に数回活動をしていますが、そういった活動は対象になりますか。

A1 対象になります。任意の団体で上記のような活動をしている場合も対象です。
※任意の団体で保険の適用を受けるには事前の登録が必要です。

Q2 班長が広報誌の配布中に、自動車と接触しケガをしてしまいました。保険の対象になりますか。

A2 町会の役員や班長が、広報誌の配布など市から頼まれた活動中にケガをした場合は、非常勤の公務員として公務災害の対象となるため、市民活動保険の対象にはなりません。 ※町会費の集金など、町会独自の活動は対象になります。

Q3 町会主催の運動会で、競技中にケガをした場合は保険の対象になりますか。

A3 スポーツ活動での競技者や観覧者などは市民活動を行う方ではないので、対象になりません。
※運動会での指導・準備・片付けなど、運営のための活動は対象になります。

Q4 地域集会施設の壁の塗り替え作業を行っていたところ、脚立から足を滑らせ転落、足を骨折してしまいましたが対象になりますか。

A4 町会や任意団体などが地域活動として行っていた作業であれば対象になります。ただし、屋根の補修など高所での作業は危険度が高いため対象外です。

Q5

町会主催で夏まつりを開催している。その参加者が転倒してケガをしてしまいました
が対象になりますか。

A5

運営する役員や準備・片付けなどをする人は対象になりますが、まつりの参加者
は対象とはなりません。

※市民活動保険はボランティア活動者を対象としたものであるため、行事や催し物への来
場者などは補償の対象外となります。

Q6

自治会の清掃活動で、車道に突き出た木の枝の剪定作業中、脚立が倒れて落下し、手
首を骨折してしまいました。

A6

自治会の活動であれば対象になります。

※次にあてはまる場合は対象となりません。

◇個人的に行った作業の場合

◇枝の剪定にチェーンソーを使用していた場合（枝切りバサミや刈払機は対象です）

Q7

家の前の道路でゴミ拾いをしていたところ、ビンの破片で手を切ってしまいました。

A7

個人的に行う活動は対象とはなりません。

※この保険は、市民活動や地域活動などの公益的な活動を行う団体を対象としているため、
個人で行う活動は対象外となります。

Q8

地域の清掃作業中に、隣で一緒に作業していた自分の子どもに誤ってケガをさせてし
ました。

A8

同居する親族にケガをさせた場合、賠償責任補償の対象とはなりません。ケガをした
方が団体メンバーとして活動をしていたのであれば、傷害保障の対象になります。

Q9

町会主催で行われた夏まつりの最中、強風によりテントが飛び、参加者がケガをして
しまいました。

A9

主催者側に原因があり（テントの固定が不十分だったなど）、それによって参加者
がケガをした場合は賠償補償の対象になります。

公民館の活動

Q1 公民館活動の中で「いきいき健康体操」を実施しています。体操の指導者についてはボランティアでお願いしていますが、保険の対象になりますか。

A1 ボランティアであれば体操の指導者は対象になります。ただし、体操の参加者は対象とはなりません。

※市民活動保険はボランティア活動者を対象としたものであるため、行事や催し物への来場者や参加者などは補償の対象外となります。

Q2 公民館主催で、地域の人たちの作品展を行っています。パネルなどの備品は自動車で運ぶのですが、運搬中に事故が起きた場合は対象になりますか。

A2 運搬に携わる運転者や同乗者のケガについては対象となります。ただし、歩行者等にケガを負わせたり、損害を与えた場合は自動車の保険での対応となります。

※同乗者については、あくまで運搬や作業等に携わる方が対象です。公民館等でレクリエーションや親睦会を行う際、参加するために送迎されている方は対象となりません。

子ども会の活動

Q1 子ども会で町内の資源物回収を行っている際、軽トラックの荷台から回収物が落下し、回収中の子どもを直撃、腕を骨折してしまいました。

A1 子ども会でやる資源物回収や環境美化活動（ごみ拾い・草刈り）などは対象になります。ただし、クリスマス会など親睦を目的とした活動は対象となりません。

Q2 子ども会のハイキングで川遊びをしていた際、子どもが足を滑らせて転倒し、ケガをしてしまいました。

A2 ハイキングは親睦を目的とした活動のため、対象とはなりません。

Q3 子ども会で空き缶拾いや新聞紙などの資源物回収を行い、市から奨励金をもらっている場合は保険の対象になりますか。

A3 子ども会など地域で行っている資源物回収活動に対しては、市から奨励金が出ていますが、個人に対しての報酬ではないので対象になります。

老人クラブの活動

Q1 老人クラブの役員が、会のお知らせを配布中に、石につまずいて転びケガをしました。保険の対象になりますか。

A1 役員として、老人クラブ運営に携わっているのが対象になります。

Q2 老人クラブ活動の一環として、健康増進を目的に定期的にウォーキングを行っているのが対象になりますか。

A2 老人クラブの役員など、企画・運営に関わっているスタッフは対象になります。ただし、ウォーキングの参加者は対象になりません。

環境美化・保全活動

Q1 年2回、地元の高校生や中学生、一般のボランティアを募集して植林や下草刈りなど森林の環境保全活動を行っていますが、保険の対象になりますか。

A1 対象になります。ただし、チェーンソーを使う作業や高所での枝打ち作業など、危険度の高いものについては対象外です。

Q2 町内道路の木障(こさ)払いをしていた際、伐採した木の枝が停車していた車にあたり、傷をつけてしまいました。賠償補償の対象になりますか。

A2 活動中に、第三者に損害を与えた場合やケガをさせた場合は、賠償補償の対象になります。

※同居する親族に対する事故は、賠償補償の対象にはなりません。

Q3 地域の環境美化運動で除草作業中に、刈払機ではねた石が自動車のガラスを破損してしまいました。賠償補償の対象になりますか。

A3 対象になります。

Q4 公園の清掃活動中、スズメバチに刺され通院しました。この場合は対象になりますか。

A4 対象になります。

社会福祉活動

Q1 定例の福祉施設慰問のため、自宅から自転車で現地へ向かう途中、転倒しケガをしまいました。

A1 「集合地または出発地および解散地」と自宅を行き来するときに普段通る経路の往復中であれば、対象になります。

※往復途中に私用でどこかに立ち寄った場合には、補償の対象とならないことがありますのでご注意ください。

※往復中に他人にケガをさせた場合は賠償補償の対象とはなりません。

Q2 高齢者や体の不自由な方を自動車で病院に送迎するボランティア中、交通事故にありました。この場合は対象になりますか。

A2 自動車を運転している方がケガをした場合は、市民活動を行う方なので傷害補償の対象になります。ただし、同乗されている高齢者や体の不自由な方がケガをした場合や、他の車両等に損害を与えた場合は、賠償補償の対象とはなりません。

※自動車事故により同乗者や歩行者等にケガをさせた場合、損害を与えた場合は、自動車保険で対応してください。

Q3 配食・給食ボランティア活動で食事を提供し、食中毒が発生した場合は補償の対象になりますか。

A3 活動で用意した食事が原因であることが明らかな場合は、対象になります。

Q4 家事援助ボランティアの活動中に誤って花瓶を落とし壊してしまいました。賠償補償の対象になりますか。

A4 対象になります。

Q5 地域住民の健康増進を目的として、健康教室や、地域住民の交流を目的としたバレーボール等のレクリエーション活動を開催した際の事故は対象となりますか。

A5 主催者として活動を企画し、運営や準備に関わっている人については対象になりますが、レクリエーションの参加者は対象とはなりません。

防犯・防災活動

Q1

〇〇町自警団を結成して、地域のパトロール活動や子ども達の登下校見守り活動を行っています対象になりますか。

A1

対象になります。ただし、**自動車を使用したパトロール中の事故は自動車の保険で対応していただく事になります。**

Q2

防災訓練の準備で机を運んでいる際、誤って机を足に落としケガをしてしまいました。

A2

対象になります。
防災訓練の運営や準備を行っている役員のほか、訓練の参加者も対象となります。

Q3

防災訓練に参加したところ、放水訓練の水で濡れたマンホールで滑って転倒し、ケガをしてしまいました。

A3

訓練の参加者も対象になります。

Q4

防災活動の一環で町内をパトロールしていた自治会員がオートバイにはねられてケガをしてしまいました。

A4

徒歩や自転車で行っていたのであれば対象になります。**自動車を運転しての活動中に事故が起きた場合は自動車の保険で対応していただくこととなります。**

Q5

ワンワンパトロール中に犬が人を噛んでしまいました。この場合は対象になりますか。

A5

賠償補償の対象になります。

Q6

近所で火災があり、消火活動をした際にやけどをしてしまいました。この場合は対象になりますか。また、鎮火後の後片付けでケガをした場合は対象になりますか。

A6

火災や地震といった災害時における消火活動、救助活動などは対象外です。
また、個人的に行った活動についても対象外となります。

Q7

他県で地震が起こり、ボランティアとして駆けつけ避難所での炊き出しをしていた際、やけどをしてしまいました。

A7

被災地での給水・炊き出しボランティアなど、復旧活動は対象になります。また、活動場所は市内に限らず、国内であれば対象になります。

※救助活動や捜索活動など、危険度の大きい活動は対象になりません。

Q8

災害発生後、ボランティアとして復旧活動中に余震が発生し、落下物があたりケガをしてしまいました。この場合は対象になりますか。

A8

地震などの天災による事故は対象外です。

※災害ボランティアとして活動される際には、社会福祉協議会のボランティア保険（天災タイプ）への加入をおすすめします。

交通安全活動

Q1

交通安全運動期間中の街頭指導に参加した際にケガをしました。対象になりますか。

A1

対象になります。

Q2

通学路の交通安全立哨をしていた際、段差につまずいて転倒し、ケガをしてしまいましたが対象になりますか。

A2

対象になります。

Q3

交通指導隊として、市から任命されて報酬を受けている活動中の事故は対象になりますか。

A3

市から任命されて行う活動中にケガをした場合は、**非常勤の公務員として公務災害の対象**となるため、市民活動保険の対象とはなりません。

都市交流事業

Q1 市内で開催された姉妹都市交流パレードに参加していた市民が、転倒してケガをしまいました。

A1 姉妹都市交流事業（牛久カップまつり、中野まつりなど）や、市のPR等を行うボランティア参加者は対象になります。ただし、物販など営利目的で参加する方は対象になりません。

Q2 他県の学生が来て、地元のボランティアに指導を受けながら農業体験をしますが、保険の対象になりますか。

A2 学生を迎え入れて農業指導をしてくれる地元ボランティアの方は対象になります。ただし、農業体験に参加する学生は対象となりません。

祭りについて

Q1 町内にある神社で毎年7月に夜祭禮を行っており、町会の役員が祭りの準備や後片付けを行っています。また、定期的に神社周辺の除草作業を行っていますが、これらの活動は保険の対象になりますか。

A1 神社やお寺の行事（祭事）は、政教分離の原則から対象外となります。
※神社の清掃や除草作業なども、神社に利する活動のため対象外となります。

Q2 町内にある神社の境内を借用し、町会主催で夏まつりを開催しています。町会や子ども会の役員が準備や後片付けを行っていますが、保険の対象になりますか。

A2 神社の祭事ではなく、単に神社の境内を使用して、町会や子ども会主催で行っているお祭りなどの準備や後片付けは対象になります。

※氏子や総代が主催で行うお祭りなどは、政教分離の原則から対象外となります。

その他

Q1 市主催の行事に参加していた市民ボランティアがケガをした場合、対象になりますか。

A1 対象になります。

Q2 市外での活動中に発生した事故は補償の対象になりますか。

A2 国内の活動であれば対象になります。

Q3 活動中に心筋梗塞や急性心不全、脳梗塞が起きた場合は保険の対象になりますか。

A3 上記のような、疾患や心神喪失は対象にはなりません。

※保険の対象になる事故として、「急激性（避けられない突然のもの）」「偶然性（予測できないもの）」「外来性（原因が対象者の身体に内在しないもの）」であることが条件となります。また、活動中に起きたものであっても、疾病や心神喪失が起きたことと活動との因果関係が明らかではないため、対象外となります。

Q4 ボランティア団体の活動の一環で視察研修に行きますが、保険の対象になりますか。

A4 ボランティア団体の活動であっても、視察研修は自分たちのための活動であるため、対象にはなりません。

Q5 PTAの活動の一環として市民活動を行う場合は対象になりますか。

A5 見守りボランティアや除草作業などPTAが主催の活動であれば対象になります。ただし、学校管理下での活動（校内の奉仕作業など）は対象外です。

Q6 ボランティア活動中、参加者から借りたカメラを落として壊してしまいました。賠償補償の対象になりますか。

A6 対象になります。

Q7 ボランティア活動中に頭を強く打ち、すぐに病院で検査を受けました。検査の結果幸いにも異常はありませんでしたが、この場合の通院も保険の対象になりますか。

A7 検査のみで、治療を伴わない通院の場合も対象になります。

Q8 真夏、地域の除草作業に参加した翌日に気分が悪くなり、熱中症と診断されました。前日の除草作業が原因ではないかと思うのですが、保険の対象になりますか。

A8 上記のように活動後、数時間もしくは数日経過してから何らかの症状が出た場合、活動と症状の因果関係が明らかに認められなければ、対象にはなりません。

Q9 いったん治癒したと思った傷口の具合がまた悪くなり、別の医師の治療を受けました。この場合も保険の対象になりますか。

A9 いったん治癒した時点で保険金請求の手続きをすでに行っている場合は、その後の治療については対象とはなりません。

Q10 ボランティア活動中に財布を盗まれてしまいました。補償の対象になりますか。

A10 盗難による損害は補償の対象にはなりません。

Q11 地域活動を行うための会議や打ち合わせなど、準備中に事故が起きた場合でも保険の対象になりますか。

A11 準備中の事故も対象になります。

Q12 市の内外からボランティアで地域社会活動等の講師として招いた方のケガなどは補償対象になりますか。

A12 招いた講師の方がボランティアで引き受けているのであれば対象になります。

Q13 町内の除草作業中、刈払機ではねた石が通行中の車に傷をつけてしまいました。当事者間で示談を済ませてしまったのですが、この場合でも保険金は支払われますか。

A13 賠償事故が起きたときは、所定の事故報告書を提出していただき、示談が終了した段階で保険金の請求手続きに入ります。事故報告書の提出が無いまま示談を済ませてしまうと、保険金が支払われない場合がありますので、事故が起きたときはまず市役所へご連絡ください。

ここに掲載した内容のほかにも、対象となるケース、
対象とならないケースがあります。

活動をするにあたって、保険の対象になるか知りたい
ときは、市民協働推進課までお問い合わせください。

《問い合わせ・保険加入申込み先》

常陸太田市役所 市民協働推進課 市民協働推進係

〒313-8611 常陸太田市金井町 3690 番地

TEL 0294-72-3111 (内線 217・218)

ホームページ www.city.hitachiota.ibaraki.jp

「リンク集」→「市民活動ネット」よりお入りください。